

教 育 委 員 会 5 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 5 月定例会
開催日 令和 7 年 5 月 21 日（水）午前 10 時 30 分～午前 11 時 03 分
開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室
出席者 荒木教育長、有山教育長職務代理者、中川委員、中澤委員、山口委員、
中村委員

事務局等出席者

藏守教育次長兼教育委員会事務局部長、若林教育監兼総合教育研修センター
所長、山口教育監、中村教育委員会事務局部長、山口教育委員会事務局次長
兼施設給食課長、山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・
駅前図書館）分館長、浦戸教育政策総務課長、村井施設給食課課長兼学
校給食センター所長、大坪施設給食課課長、坂本学務課長、古田教育指導課
長、村瀬総合教育研修センター課長、岡元社会教育推進課長、山下教育政策
総務課係長、幸前教育政策総務課副係長、池田（教育政策総務課担当）

○荒木教育長

それでは、ただ今から教育委員会 5 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は中村委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 4 件、議決事項が 5 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書でございます。

なお、教育長及び委員の皆様へ配付しております、報告第 16 号から報告第 18 号に
関する資料は個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机の上に置いてお帰り
いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○荒木教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書 1 ページ「4 月・5 月教育委員会一般事務報告」についてお伺い
いたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

4月・5月の一般事務報告をいたします。

まず、5月14日及び16日に令和7年5月市議会臨時会が開催され、5月14日に予算常任委員会全体会が開催されました。

次に、本日5月21日に教育委員懇話会及び教育委員定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、4月10日から5月9日までに8件ございました。そのうち、新規の後援が1件で、子どもたちがテクノロジーを活用し、未来の寝屋川のまちを描く、創造力を学ぶ機会を提供することにより、教育の振興に寄与することを目的とした、一般社団法人寝屋川青年会議所による「創立50周年記念事業『ネヤガワのミライに夢を描こう』」でございます。

その他継続の後援が7件で、1件目は寝屋川市民管弦楽団による「第20回定期演奏会」、2件目は一般社団法人日本こどもスポーツ協会による「足が速くなる教室」、3件目は香里マンドリンアンサンブルによる「第13回香里マンドリンアンサンブル定期演奏会」、4件目は一般社団法人ふるさ都・夢づくり協議会、大阪・淀川市民マラソン実行委員会による「第27回大阪・淀川市民マラソン」、5件目は株式会社産業経済新聞社サンケイスポーツによる「淀川寛平マラソン2025」、6件目は大阪府生活協同組合連合会による「おおさかまるごと健康チャレンジ2025」、7件目は北河内陶芸連盟による「第41回北河内陶芸展」でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ「5月・6月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から何かございませんか。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

5月・6月の行事計画を御説明いたします。

5月31日に市政感謝会、6月2日に石津小学校へ学校訪問、6月11日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会の開催を予定しております。

次に、6月16日から令和7年6月市議会定例会が開催され、6月18日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(分科会)、26日に予算決算常任委員会(全体会)が行われます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「5月・6月教育委員会行事計画書」については予定どおりよろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第16号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第16号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。

本職員は社会教育推進課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和7年5月1日から令和7年6月30日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第16号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第17号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第17号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。

本職員は施設給食課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和7年5月12日から令和7年6月11日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。
では、ないようですので、報告第17号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、7ページでございます。

報告第18号「職員の復職について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第18号「職員の復職について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。

本職員は施設給食課の職員で、令和7年6月11日まで休職発令を行っていましたが、このたび復職可能の診断書が提出され、令和7年5月15日から復職の発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告が終わりました。ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第18号「職員の復職について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、9ページでございます。

報告第19号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第19号「市長からの意見聴取について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

10ページを御覧ください。

「専決処分の報告 令和6年度寝屋川市一般会計補正予算（第11号）（教育委員会

関係分)」につきましては、各種基金の利子収入及び寄附金の確定に伴う基金積立金の追加補正を行っております。

まず、歳入でございます。

款：財産収入、項：財産運用収入、目：利子及び配当金、教育振興基金利子収入、補正額8万2千円につきましては、基金運用利子収入額と現計予算額との差引額を追加補正するものでございます。

次に、款：寄附金、項：寄附金、目：教育費寄附金、補正額3,873万4千円につきましては、教育振興寄附金の寄附金額と現計予算額との差引額を追加補正するものでございます。

続きまして、11ページ、歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額3,881万6千円につきましては、基金運用利子収入の増加分8万2千円、及び教育振興寄附金の増加分3,873万4千円を基金に積み立てるための教育振興基金積立金の追加補正でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

説明は終わりました。ただ今の説明を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第19号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

12ページでございます。

議案第17号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第17号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和6年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

13ページを御覧ください。

1の概要として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、全ての教育委員会において、毎年点検及び評価を実施し、公表することとなっております。

2の実施趣旨として、効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を図るため、行うものでございます。

3の点検・評価の対象は、令和6年度策定の「寝屋川市教育大綱実施計画」において定めた「『考える力』の育成」、「『安心して学べる教育環境』の整備等」の2つの視点を実現するための主な事業でございます。

4の評価方法として、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」において、「教育改革重点取組」を構成する「構成取組」ごとに活動実績等を分析し、達成度及び評価を示すものでございます。なお、会議におきましては、学識経験者に指導・助言をいただきたいと考えており、大阪商業大学の的場啓一教授、兵庫県立大学の竹内和雄教授を候補として予定しております。

5の今年度のスケジュールでは、「点検及び評価に関する会議」を9月1日に開催する予定でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第17号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、15ページでございます。

議案第18号「寝屋川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

はい、岡元課長。

○岡元社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第18号「寝屋川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、寝屋川市社会教育委員の解嘱を行うとともに、寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市社会教育委員の解嘱及び新委員を委嘱するためでございます。

16ページを御覧ください。

今回解嘱する委員と新たに委嘱する委員をお示ししております。委員構成、氏名、経歴等はそれぞれ記載のとおりでございます。また、新たに委嘱する委員の任期につきましては、前任者の残任期間である令和8年5月31日まででございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第18号「寝屋川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、17ページでございます。

議案第19号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

はい、岡元課長。

○岡元社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第19号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の解嘱及び委嘱について」、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の解嘱を行うとともに、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の解嘱及び新委員を委嘱するためでございます。

18ページを御覧ください。

こちら、今回解嘱する委員と新たに委嘱する委員をお示ししております。なお、委員の人数につきましては、小学校の校長会とも協議の上で精査しております。委員構成、氏名、経歴等はそれぞれ記載のとおりでございまして、新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間である令和7年12月24日まででございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第19号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の解嘱及び委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、19ページでございます。

議案第20号「寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、山本次長。

○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長

ただ今御上程いただきました、議案第20号「寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について」、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書の20ページを御覧ください。

1、委嘱委員数は4名でございます。2、委嘱委員名は別紙のとおりでございます。3、任期につきましては令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第20号「寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、21ページでございます。

議案第21号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

はい、山本次長。

○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長

ただ今御上程いただきました、議案第21号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書の22ページを御覧ください。

1、委嘱及び任命委員数は15名でございます。2、委嘱委員名は別紙のとおりでございます。3、任期につきましては、令和7年6月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、有山教育長職務代理者。

○有山教育長職務代理者

子ども読書活動推進計画について簡単に教えてください。

○荒木教育長

はい、山本次長。

○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長

子ども読書活動推進計画は、現在第三次計画を進めているところであり、第三次計画は令和3年度から令和7年度までの計画となっております。就学前、学齢期、高校生も含めた方々の読書活動を推進していくための取組を記しております。

○有山教育長職務代理者

現在の計画が策定された頃は、コロナ禍であり、ICTの活用による子どもたちの学びの充実と併せて、読書環境にも大きく影響があったと思います。様々な読書の形態やそれぞれの持つ良さなど、コロナ禍を経ての課題を踏まえ、次の計画を策定していただければと思います。

○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長

今、有山教育長職務代理者がおっしゃったように、この第三次計画の間にコロナの時期がありました。また、GIGAスクールにおいて、児童・生徒へ一人一台タブレットが配布されたこともあり、子どもたちの読書環境は非常に変化しております。次期の第四次の計画の策定にあたりましては、電子書籍と紙媒体の書籍をハイブリッドで使用することも検討しておりますので、その部分に関しても、様々なご意見をいただきながら次の計画に取り入れていきたいと考えております。

○荒木教育長

ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第21号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会5月定例会を終了させていただきます。